

# 特別養護老人ホーム 松寿園 「指定居宅サービス」重要事項説明書 短期入所生活介護

当事業者は介護保険の指定を受けています。  
短期入所生活介護（兵庫県指定 第2871300147号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

## 1. 事業者

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| (1) 法人名   | 社会福祉法人 青葉福祉会      |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県丹波市氷上町新郷1705番地 |
| (3) 電話番号  | 0795-82-4766      |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 細谷 琢郎         |
| (5) 設立年月日 | 昭和45年4月15日        |

## 2. 事業所の概要

- |              |                                   |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 建物の構造    | 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上2階                  |
| (2) 建物の延べ床面積 | 2989.29㎡                          |
| (3) 施設の周辺環境  | 山間部に位置し生活環境もよく四季の移り変わりも感じとれ騒音も無い。 |

## 3. 事業所の説明

- (1) 施設の種類の 指定短期入所生活介護事業所・平成12年4月1日指定兵庫県2871300147号  
※当事業所は特別養護老人ホーム松寿園に併設されています。

- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。

- |                 |                                   |
|-----------------|-----------------------------------|
| (3) 施設の名称       | 社会福祉法人青葉福祉会 特別養護老人ホーム 松寿園         |
| (4) 開設年月日       | 昭和55年10月20日                       |
| (5) 施設の所在地      | 兵庫県丹波市氷上町新郷1705番地                 |
| (6) 電話番号及びFAX番号 | TEL 0795-82-4766 FAX 0795-82-5078 |
| (7) メールアドレス     | syoujyuen@iris.eonet.ne.jp        |

※ホームページアドレス <http://www.aobahukushikai.com/>

- (8) 施設長（管理者）氏名 山口 和也

- (9) 当施設の運営理念 「人それぞれに花あり」

運営方針 「人権擁護」

・その人のありのままを受け入れ尊重し、その人らしく生きて行くことが出来るよう生活を支援していく。

「地域に根ざした福祉施設」

・家族、地域住民、各種団体等との協力体制を密にし、共に運営を進め、豊かな福祉社会を目指す。

- (10) 開設（サービス開始）年月日  
短期入所生活介護 平成12年4月1日

- (11) 受付時間  
AM9:00～PM17:00

- (12) 利用定員  
短期入所生活介護 9人

- (13) 居室等の概要（短期入所生活介護）

短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、2人部屋など他の種類の居室への利用を希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。

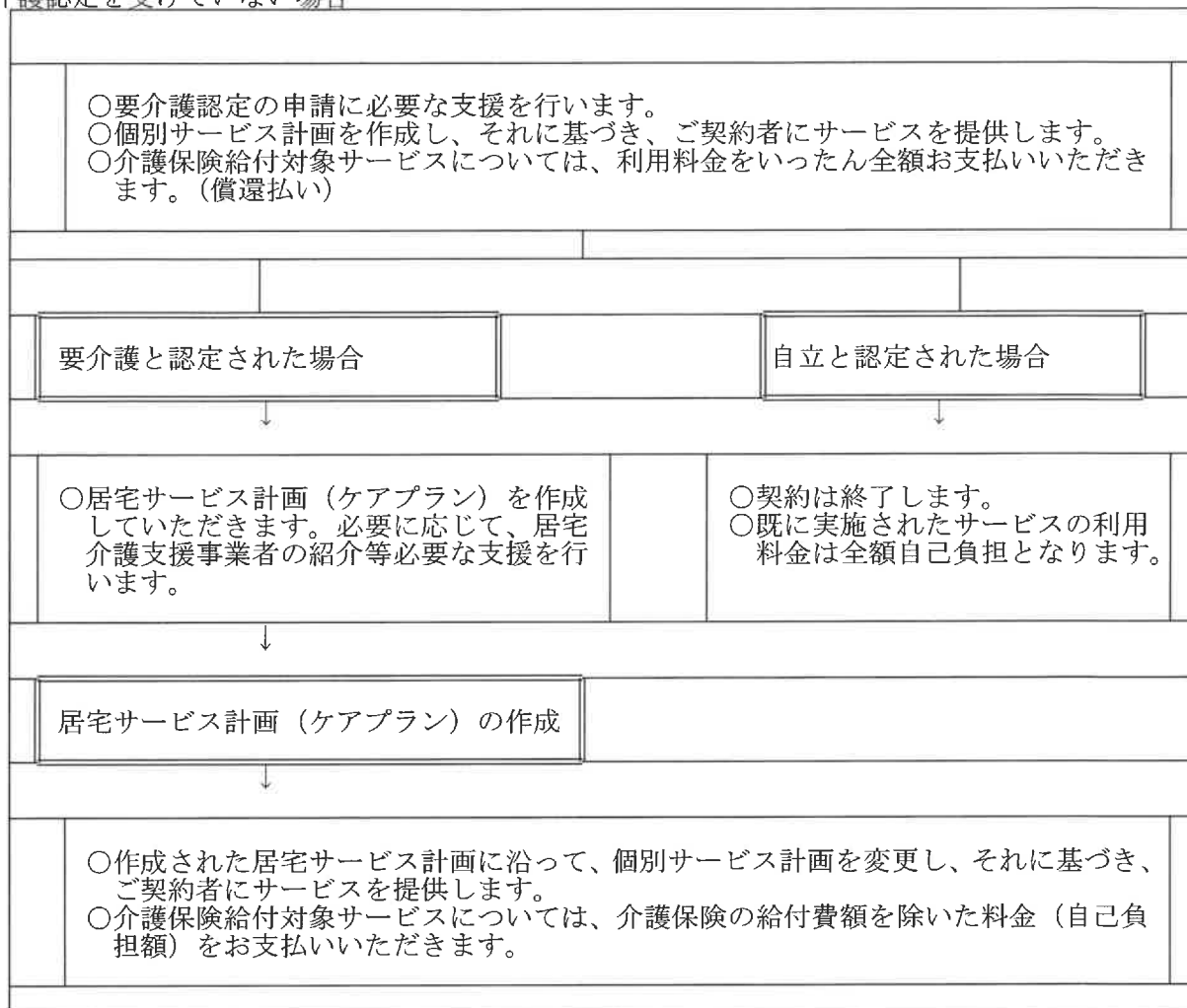
①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。
②その担当者は個別サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
③個別サービス計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。
④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合

<ul style="list-style-type: none"> <li>○居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。</li> <li>○個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。</li> <li>○介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）</li> </ul>
↓
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">居宅サービス計画（ケアプラン）の作成</div>
↓
<ul style="list-style-type: none"> <li>○作成された居宅サービス計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。</li> <li>○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。</li> </ul>

②要介護認定を受けていない場合



## 5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

### 〈主な職員の配置状況〉

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1人（特養兼任）	1人（兼任）
2. 副施設長	1人（ 〃 ）	必要数（ 〃 ）
3. 事務員（パート含む）	3人（ 〃 ）	必要数（ 〃 ）
4. 生活相談員	1人（ 〃 ）	1人（ 〃 ）
5. 介護職員（パート含む）	34人（ 〃 ）	必要数（ 〃 ）
6. 看護職員（パート含む）	7人（ 〃 ）	3人（ 〃 ）
7. 機能訓練指導員	1人（ 〃 ）	1人（ 〃 ）
8. 介護支援専門員	1人（ 〃 ）	1人（ 〃 ）
9. 嘱託医師	4人（ 〃 ）	必要数（ 〃 ）
10. 管理栄養士（パート含む）	2人（ 〃 ）	1人（ 〃 ）
11. 調理師（パート含む）	8人（ 〃 ）	必要数（ 〃 ）
12. 洗濯・清掃職員他	7人（ 〃 ）	必要数（ 〃 ）

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。また、それぞれのサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

### (1) 当施設が提供する基準介護サービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

#### 〈サービスの概要（短期入所生活介護）〉

##### ①食事（但し、食材料費は別途いただきます）

- ・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

○短期入所生活介護

朝食7：30 昼食12：00 夕食17：00

##### ②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴して頂けます。

##### ③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

#### ④機能訓練

・機能訓練指導員（作業療法士）を中心に、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

#### ⑤健康管理

・医師及び看護職員が中心となり、健康管理を行います。

#### ⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。  
・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。  
・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

#### ⑦定例行事及び全員参加するレクリエーション

### 〈サービス利用料金（1日あたり）〉

別紙の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払い下さい。  
（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります）

※療養食加算を請求する場合には、上記の表以外に厚生労働省の定める基準額に従いご負担をいただくこととなります。（8円/回）

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は、要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額を介護保険から払い戻す手続きをとっていただく事になります（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。

☆加算：送迎を利用される場合は、片道184円が負担となります。

☆介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。（その際には事前にご連絡をさせていただきます）

☆居室と食事にかかる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額については上表と異なる事があります

### (2) (1) 以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

#### 〈サービスの概要と利用料金〉

##### ○各サービス共通

##### ①介護保険給付の支給限度額を超えたサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、前記のサービス利用料金表に定められた「サービス」利用料金の全額（自己負担額ではありません。又加算分は含まれます。）が必要となります。

##### ②複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただく場合があります。

1枚につき 10円

##### ○短期入所生活介護

##### ①食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1日当たり1,750円(減免なし)

##### ②レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

その際に材料代等の費用をいただく場合があります。

##### ③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

#### ④理髪

[理髪サービス]

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費（理容院と特別割引料金を契約しています）

#### ⑤特別な食事・飲み物（酒を含みます）

ご契約者のご希望に基づいて特別な食事・飲み物を外部から購入又は提供した場合

利用料金：要した費用の実費

#### ⑥通常の事業実施区域以外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、送迎加算の上、通常の事業実施地域を越えた部分については実費相当額として料金をいただく場合があります。（高速代等）

※短期入所期間中、病院への通院につきましては基本ご家族の方でお願いします。

### (3) 利用料金のお支払い方法

ア. 下記指定口座への振り込み

中兵庫信用金庫 本店 普通預金 0165559

社会福祉法人青葉福社会 特別養護老人ホーム松寿園

施設長 山口 和也

イ. 指定口座からの預金口座振替

### (4) 利用の中止、変更、追加

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

☆利用予定日の前々日までに申し出があった場合・・・無 料

☆利用予定日の前日に申し出があった場合・・・当日の利用料金の50%

☆利用予定日の前日までに申し出がなかった場合・・・当日の利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

### (5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

#### ①協力医療機関

医療機関の名称

田中医院・・・氷上町成松258（呼吸器科・循環器科・レントゲン科）

和久医院・・・氷上町成松330（内科、循環器科、小児科）

三浦医院・・・氷上町石生613（胃腸科、呼吸器科、循環器科、レントゲン科）

香良病院・・・氷上町香良107（精神科）

佐竹歯科・・・氷上町御油752（歯科）

平坂眼科・・・柏原町母坪385-1-1（眼科）

#### ②その他医療機関

医療機関の名称 丹波医療センター ・ 大塚病院 ・ 大山病院 ・ 松下泌尿器科 ・ 里皮膚科他

## 7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な毀損により、契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑥ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦ ご契約者が死亡された場合

### (1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ③ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

### (2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合

### (3) 契約の一部が解約または解除された場合

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

### (4) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 8. サービス提供における事業者の義務

事業者は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。  
ただし、コピー代は有料となります。
- ④ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。  
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。  
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。  
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### (1) 持ち込みの制限

他の利用者の迷惑になるもの、危険なもの等は持ち込みを制限します。(ペット等)

### (2) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

### (3) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

### (4) 貴重品（現金等）の管理について

現金を御利用者自身で管理していただく場合、鍵付きキャビネットをご利用下さい。  
キャビネットを使用されない場合の紛失等の責任は負いかねます。

## 10. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明しその被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

## 11. 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。  
ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
  - ①契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ②契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行った事にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ③契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
  - ④契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合



## 12. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

松寿園の事務所にて対応します。施設の従業員全員が苦情に対応できるように指導しているところであるが、担当者としては、副施設長 越川浩行・生活相談員 大槻寿美とし責任者は管理者である、施設長・山口和也とする。

また、苦情受付担当理事を大木豊とし、第三者委員として、坂上清子氏、大西明美氏の2名がいます。

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も直接苦情を受け付ける事が出来ます。さらに第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます

○受付時間 月曜日～金曜日 午前9：00～午後5：30

連絡先TEL 0795-82-4766 FAX 0795-82-5078

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 (078) 332-5617 FAX番号 (078) 332-5650 受付時間 9：00～17：15 月～金
○丹波市介護保険課	所在地 兵庫県丹波市氷上町常楽211番地 電話番号 0795-88-5266 受付時間 9：00～17：00 月～金

# 特別養護老人ホーム松寿園 「指定居宅サービス」 短期入所生活介護 重要事項同意書

## (事業者欄)

指定短期入所生活介護の提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県丹波市氷上町新郷1705番地
	施設名称	社会福祉法人青葉福祉会 特別養護老人ホーム 松寿園
	管理者	施設長 山口和也 印
	説明者	氏名 印
	日時	令和 年 月 日 曜日 ・ 時 分から 時 分まで
	場所	応接室 ・ 事務所 ・ ロビー ・ 自宅他 ( )

## (契約者兼利用者欄)

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護の提供開始に同意しました。

契約者兼利用者

住所	
氏名	印

身元引受人

住所	
氏名	印

## (署名代行者欄)

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護の提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所	
氏名	印
(契約者との関係)	)